不利益処分の処分基準

処 分	かの内容	利用許可の取消し等
所 管	部 課 係 名	教育総務部公民館
根 拠 氵	法令及び条項	新座市立公民館条例第10条第1項 管理者は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公民館の管理上特に必要があるときは、当該利用に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 (1) 不正な手段によつて許可を受けたとき。 (2) 第8条第3項に規定する条件又は指示に違反したとき。
処	関係条項	
分基	基準(未設定の場合はその理由)	次に該当する場合は、利用許可の取消し等を行うことができる。 (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき。 (2) 指定暴力等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的な行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用するとき。 (3) 私塾等の継続的な教室行為、物品販売・斡旋・第・会の機管等、会教活動及事での機会ので、会社会の接待、市が宗教の集会目的などの使用をするとき。 (4) 定員を超える使用のとき。 (5) 当該使用により建物や付帯設備等を毀損又は滅失するおそれがあるととにより建物や付帯設備等を発生させる使用のの利力をするといかので、これにが及ぶおそれがあるととにより、会認ので、これにが及ぶおそれがあるとき。 (7) 当該使用に伴う多数の人数が集まることにがあるとき。。 (7) 当該使用に伴う多数の人数が集まることにがあるとき。。 (8) 過去において施設管理上の指示に従わなかられるとき。 (9) 申請書類の記載事項に虚偽が認められたとき。
		許可するに当たり取消しによって生じた損失を補償
	参考事項	しない旨の条件を附すことが適当である。(S39.1 2.19自治庁行発第93号)
準	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)